

新都心公園 Park-PFI 事業に係る特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

譲渡人〇〇〇（以下「甲」という。）と譲受人那覇市（以下「乙」という。）とは、甲乙間で令和●年●月●日に取り交わした「新都心公園 Park-PFI 事業基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次の条項により、特定公園施設の建設・譲渡契約の仮契約（以下「本件契約」という。）を締結する。なお、本件契約で定義されていない用語の定義は、協定書で定義された意味を有するものとする。

本件契約は、仮契約として締結されるものであって、那覇市議会が特定公園施設の取得に関する議案を可決したことを停止条件として効力を生じるものとする。ただし、令和●年●月●日までに、上記事項が満たされず、本契約として効力を生じないときは（以下、効力発生後の本件契約を「本契約」という。）、本件契約は無効となり、乙は損害賠償の責めを負わない。

（総則）

- 第1条 甲は、特定公園施設について、甲の負担により整備を行うものとする。
- 2 甲は、令和●年●月●日までに、乙に特定公園施設を譲渡し、かつ引渡しを行うものとする。

（譲渡物件）

- 第2条 甲が乙に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別紙「物件目録」のとおりである。

（譲渡の対価）

- 第3条 特定公園施設の譲渡の対価は、●●●●円（うち消費税及び地方消費税額金●●●●円）とする。

（所有権の移転）

- 第4条 譲渡物件の所有権は、協定書に定める完了検査に合格することを停止条件とし、令和●年●月●日に甲から乙に移転する。ただし、甲及び乙は、協議により移転日を変更することができるものとする。

（譲渡物件の引渡し）

- 第5条 甲は、第4条に規定する所有権の移転日に、協定書に定める完了検査合格時の状態で乙に引渡すものとする。

(譲渡対価の支払)

第6条 甲は、譲渡物件を乙に引渡した後、第3条に定める譲渡対価の支払を書面により乙に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に、第3条に定める譲渡対価を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 特定公園施設に関する甲の契約不適合責任については、協定書第50条に定めるところによる。

(契約の費用)

第8条 本協定の締結に要する費用は、甲の負担とする。

(本契約の変更)

第9条 本契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

(管轄裁判所)

第10条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、乙の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○○○○

住所

代表企業

代表者

乙 那覇市泉崎1丁目1番地1号

那覇市

那覇市長 知念 覚